

いわき市事業者向け自家消費型太陽光発電システム補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境負荷の少ない持続可能な循環型のまちづくりを推進するため、自家消費型の太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を導入する者等に対して行う補助金の交付に関して、いわき市補助金等交付規則（昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 需要家 電力を消費する者をいう。
- (2) P P A 発電事業者が需要家の敷地内に発電設備を当該発電事業者の負担により設置し、及び当該発電設備を所有し、かつ、維持管理をした上で、発電された電気を当該需要家に供給する契約をいう。
- (3) P P A事業者 P P Aより需要家に電気を供給する者をいう。
- (4) リース事業者 ファイナンス・リース契約又はそれと類似する契約（以下「リース契約等」という。）を需要家と締結し、需要家に電気を供給する者をいう。
- (5) 自家消費率 敷地内に設置された発電設備で発電した電力量のうち、当該敷地内において自家消費した電力量の割合をいう。

(補助対象事業者)

第3条 この要綱において補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 次のアからウまでに掲げる者（本市の区域内に事務所又は事業所を有する者に限る。）
 - ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - イ 社会福祉法人
 - ウ 学校法人

- (2) 前号に掲げる者を需要家とする P P A 事業者
 - (3) 第 1 号に掲げる者と発電設備に係るリース契約等を締結するリース事業者
- 2 補助対象者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) いわき市の市税を完納していること。
 - (2) 補助金の交付を受けようとする発電設備について、この要綱に基づく補助金以外の市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。
 - (3) いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第7号に規定する社会的非難関係者でないこと。
- （補助の要件）

第4条 この要綱において補助対象となる発電設備は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 各種法令等を遵守した発電設備の整備であること。
- (2) 整備する発電設備は、商用化され、導入実績があるものであること（未使用のものに限る。）。
- (3) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計及びパワーコンディショナーの定格出力の合計（以下「発電出力」という。）が10キロワット以上の発電設備であること。
- (4) 発電設備により発電した電気のうち、年間の自家消費率が30パーセント以上となること。
- (5) 発電設備により発電した自家消費する電気の環境価値が、需要家に帰属するものであること。
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度の認定又は F I P (Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。
- (7) 発電設備の整備にあつては、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号に規定する接続供給（同号口に係るものに限る。）を行わないものであること。
- (8) 発電設備の設置にあたっては、資源エネルギー庁が策定した再エネ特措法に基づく事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）に定める遵守事項等に準

拠して実施されること。

(9) P P Aの場合にあつては、P P A事業者と需要家の間で、補助金額の取り扱いについて合意が得られていること。

(10) リース契約等の場合にあつては、リース事業者と需要家との間で、補助金額の取り扱いについて合意が得られていること（リース期間が処分制限期間よりも短い場合にあつては、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること。）。

(11) 本市の区域内に事務所又は事業所を有する者が販売し、又は施工する機器を設置していること（発電出力が50kW以上の場合を除く。）。

（補助対象経費）

第5条 この要綱において補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、発電設備の機器の設置又は購入に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）から国、福島県及びその他の団体が実施する発電設備の設置に係る補助金等（以下「国補助等」という。）の額を差し引いた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、リース契約等の場合において、リース料の算定にあたり残存価格を設定するときは、残存価格は、補助対象経費に含まれないものとする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額（以下「補助金額」という。）は、5万円に、発電設備の最大出力（キロワットを単位とし、小数点第三位を四捨五入して得た数値（その数値が20キロワットを超えるときは、20キロワット）とする。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金額は、市の予算額を上限とする。

（申請書の提出期限）

第7条 規則第4条第1項の市長の定める期日は、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする会計年度の1月21日までとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(申請書の添付書類)

第8条 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次のとおりとする。ただし、第4号から第6号までに掲げる書類については、P P A又はリース契約等の場合は、需要家及びP P A事業者又はリース事業者に係る書類とする。

- (1) 補助事業実施計画書(第1号様式)
- (2) 補助対象経費等計算書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) 法人登記履歴事項全部証明書(個人事業主の場合は営業証明書)
- (5) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(第4号様式)
- (6) 市税完納証明書(第5号様式)
- (7) 発電設備が設置された建物(建物でない場合は土地。以下この号において同じ。)が需要家の所有でない場合は、建物所有者の設置承諾書(第6号様式)
- (8) 発電設備の設備費及び設置費が確認できる書類
- (9) P P A又はリース契約等の場合にあつては、P P A又はリースの契約書の写し(本申請時点で未締結の場合は、契約内容が分かる書類一式の写しとし、締結後速やかに契約書の写しを提出すること。)
- (10) P P A又はリース契約等の場合にあつては、本事業により整備される設備等について処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類
- (11) P P A又はリース契約等の場合にあつては、補助金の取り扱いについて、P P A事業者又はリース事業者と需要家の間で合意していることが分かる書類(第7号様式)
- (12) 国補助等に係る交付決定通知書の写し(本申請時点で未決定の場合は、国補助等に係る交付申請書類一式の写しとし、決定後速やかに通知書の写しを提出すること。)
- (13) 発電設備の設置により得られる環境価値の取り扱いに関する誓約書(第8号様式)
- (14) その他市長が必要と認める書類

2 規則第4条第1項第3号に規定する書類は、同条第2項の規定により提出を省略するものとする。

(事業計画の軽微な変更)

第9条 規則第7条第1項に規定する軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象経費の20パーセント以内の減額であるもの
- (2) 補助金交付申請額の変更を伴わない補助対象経費の増額であるもの
- (3) 補助対象経費及び補助金交付申請額の変更以外で、事業の主要な部分に重要な影響を及ぼさない変更であるもの

(着手届及び完了届の省略)

第10条 規則第10条に規定する補助事業着手(完了)届の提出は、同条ただし書の規定により省略するものとする。

(実績報告書の提出期限等)

第11条 規則第12条の規定による補助事業等実績報告書の提出は、同条ただし書の規定により、この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする会計年度の3月21日までとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 規則第12条第2号に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業報告書(第9号様式)
- (2) 補助対象経費等実績書(第10号様式)
- (3) 収支決算書(第11号様式)
- (4) 工事請負契約書又は売買契約書等の写し(契約日が確認できるもの)
- (5) 補助対象設備の設置に係る領収書の写し
- (6) 発電設備の機器の型式名及び製造番号が確認できる資料
- (7) 受給地点となる事業所等の建物全体写真(太陽電池モジュール及びその設置が確認できるもの)
- (8) 太陽電池モジュールの設置状態を示す写真(設置された太陽電池モジュール全ての枚数が確認できるもの)
- (9) その他市長が必要と認める書類

3 規則第12条第1号に規定する収支決算書は、同条ただし書の規定により提出を省略するものとする。

(処分の制限)

第12条 規則第17条に規定する市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、定める耐用年数に相当する期間とする。

2 補助金の交付を受けた者は、処分制限期間内において発電設備を処分しようとするときは、あらかじめ、処分承認申請書（第12号様式）を市長に提出するものとする。

（改修等に伴う手続き）

第13条 補助対象者は、処分制限期間内において、補助金の交付を受けた発電設備の移転又は主要機能の変更を伴う改修等をしようとするときは、あらかじめ市長にその内容を届け出なければならない。

（情報の提供等）

第14条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じ使用状況その他情報の提供等について協力を求めることができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。